

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年7月29日

鳥羽市監査委員 村林 守
鳥羽市監査委員 山本 哲也

記

監査の種類	令和2年度 定期監査	
監査実施期間	令和2年6月25日 ～ 令和2年8月4日	
結果区分	指摘事項〔是正・改善事項〕	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
健康福祉課 (社会福祉事務所)	<p>(1) 工事請負契約事務の適正化について 〔是正・改善事項〕</p> <p>①あおぞら保育所天井排水配管工事において、入札参加資格者名簿に登録のない者から見積書を徴していた。鳥羽市契約規則第21条第3項に基づき、適正な事務処理となるよう改善されたい。</p>	<p>市契約規則に基づき、見積書を徴収する際は、入札参加資格者名簿登録者であることを確認し、適正な事務処理に努めました。</p>
	<p>②船津保育所動力設備漏電調査改修工事において、随意契約理由の記載が見受けられず、完成報告書が提出されていなかった。鳥羽市契約規則第21条第1項第38条の規定に基づき、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>市契約規則に基づき随意契約の際には、随意契約理由を必ず補記するようにしました。また、完成報告書については別途提出を求めました。</p>
	<p>(2) 委託契約等事務の適正化について 〔是正・改善事項〕</p> <p>①鳥羽市放課後児童クラブ管理運営業務委託変更契約において、三重県の最低賃金を下回る職種が見受けられた。法令を遵守し、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>契約時において三重県の最低賃金を確認し、それを下回らないよう適正な事務処理に努めました。</p>

	<p>②視覚障害者生活訓練事業において、3月の実績報告書の提出がなかった。契約内容及び契約金額の変更を要する場合の事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>当該月の実績報告の提出を求め確認を行いました。また、契約内容等に変更があった場合は、変更契約等の適正な事務処理に努めました。</p>
	<p>(3) 物品等購入契約事務の適正化について 〔是正・改善事項〕</p> <p>物品購入において、保育所用として合計10万円以上の消耗品を購入しているが、見積書は1者のみであった。随意契約によるときは2者以上のものから見積書を徴さなければならぬとしていることから、1者のみの場合には選定理由を明記されたい。</p>	<p>市契約規則に基づき、10万円以上の消耗品を購入する際は、2者以上のものから見積書を徴し、1社のみの場合には選定理由を明記するよう改善しました。</p>
水道課	<p>①適正な工事等の発注について</p> <p>相差浄化センター汚泥収集運搬業務委託において、完成報告書の請負代金額が業務委託料の単価のみで総額の記載がされていなかった。</p> <p>契約では、委託金額は契約時に確定しないため、単価で契約しており、業務が完成した時点で委託金額を確定させるとなっている。契約に基づき、完成時には委託金額を確定するよう適正に行われたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、業務の完了により委託金額が確定するが契約単価のみの記載であったことから、確定した委託金額を記載するよう改めたい。</p>